

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 大日本木材防腐株式会社

【英訳名】 Dainihon Wood-Preserving Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 龍一郎

【本店の所在の場所】 名古屋市港区千鳥一丁目3番17号

【電話番号】 名古屋 (052) 661局 1502番

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 堤 時 英

【最寄りの連絡場所】 名古屋市港区千鳥一丁目3番17号

【電話番号】 名古屋 (052) 661局 1502番

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 堤 時 英

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭といたします。

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭 配当総額は30,931,298円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

ロ 業務執行を行わない取締役との間で、責任限定契約を締結することができるよう現行定款第26条の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、鈴木龍一郎、上田茂夫、堤 時英、長谷川 久、江口久典及び棚橋健一を選任します。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、萩野裕士、白石好孝及び鈴木 登を選任します。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、浅野佳史を選任します。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を「年額12,000万円以内」(使用人分給与を含まない。)とします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額1,800万円以内」とします。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

任期満了による退任監査役森田敏昭に対し退職慰労金を贈呈します。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	3,062	7	0	(注) 1	可決 99.77
第2号議案 定款一部変更の件	3,066	3	0	(注) 2	可決 99.90
第3号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) 6名選任の件					
鈴木 龍一郎	3,066	3	0	(注) 3	可決 99.90
上田 茂夫	3,066	3	0		可決 99.90
堤 時英	3,066	3	0		可決 99.90
長谷川 久	3,066	3	0		可決 99.90
江口 久典	3,066	3	0		可決 99.90
棚橋 健一	3,066	3	0		可決 99.90
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
萩野 裕士	3,066	3	0	(注) 3	可決 99.90
白石 好孝	3,066	3	0		可決 99.90
鈴木 登	3,066	3	0		可決 99.90
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 3	
浅野 佳史	3,067	2	0		可決 99.93
第6号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く。) の報酬額設定の件	3,066	3	0	(注) 1	可決 99.90
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	3,067	2	0	(注) 1	可決 99.93
第8号議案 退任監査役に対し退 職慰労金贈呈の件					
森田 敏昭	3,062	7	0	(注) 1	可決 99.77

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。